

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者 }
各指定障害児入所施設運営法人代表者 } 様
各指定障害児相談支援事業所運営法人代表者 }
(岐阜市所管の施設等は除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「障害児安全安心対策事業」の所要額調査について

日頃より県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、この度こども家庭庁から、児童虐待防止対策等総合支援事業において計上されている標記事業について、本県における所要額の調査依頼がありました。
つきましては、以下の内容をご確認いただき、**補助を希望される事業所は、提出期限までに障害福祉課あて電子申請フォームにてご回答ください。**
なお、今回の所要額調査に係る事業は、国の予算の範囲内で実施されるものであり、**補助金の交付を確約するものではありません**ので、あらかじめご了承ください。

記

1 事業内容

こどもの安全対策を講じるため、次に掲げる(1)～(3)の事業を実施する際、備品購入等の導入に要する費用に係る補助を行います。

(1) ICTを活用したこどもの見守り支援事業

ICTを活用したこどもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等を導入すること。

(2) 登降園管理システム支援事業

適切な登降園管理を行うための登降園管理システムを導入すること。

(3) 性被害防止対策支援事業

性被害防止に資するパーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行うこと。

2 対象施設等

(1) 1の(1)及び(2)の事業

児童発達支援センター、児童発達支援事業所

(2) 1の(3)の事業

障害児入所施設、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所

3 交付対象経費

(1) ICT を活用した子どもの見守り支援事業

GPS や BLE によりこどもの位置情報を管理するなど、施設外活動時等のこどもの見守りに資する機器の購入及び設置に係る費用

(2) 登降園管理システム支援事業

登降園管理システムの導入に必要な装置・機器の購入及び設置に係る費用

(3) 性被害防止対策支援事業

①プライバシー保護のためのパーテーション、簡易扉、簡易更衣室等の購入及び設置に係る費用

②保育の記録用の固定型カメラやホームカメラ及び三脚等の付属品（※）の備品購入費、及び設置に係る費用

※三脚等の付属品はカメラの導入に不可欠であると判断できる場合に限ります。

4 補助基準額

(1) ICT を活用した子どもの見守り支援事業

1 施設又は事業所当たり 200,000 円以内（補助率：国 3 / 5、県 1 / 5、事業者 1 / 5）

ただし 20 万円を超えた場合は、超えた額は全額事業者負担

(2) 登降園管理システム支援事業

①端末購入を行わない場合

1 施設又は事業所当たり 200,000 円以内（補助率：国 3 / 5、県 1 / 5、事業者 1 / 5）

ただし 20 万円を超えた場合は、超えた額は全額事業者負担

②端末購入を行う場合

1 施設又は事業所当たり 700,000 円以内（補助率：国 3 / 5、県 1 / 5、事業者 1 / 5）

ただし 70 万円を超えた場合は、超えた額は全額事業者負担

(3) 性被害防止対策支援事業

1 施設又は事業所当たり 100,000 円以内（補助率：国 1 / 2、県 1 / 4、事業者 1 / 4）

ただし 10 万円を超えた場合は、超えた額は全額事業者負担

5 回答方法

以下の電子申請フォームによりご回答ください。

【 オンライン申請フォーム 】

<https://logoform.jp/form/T8mB/1573107>

※補助を希望されない事業所は提出不要です。

※岐阜市内に所在する事業所は回答対象外です。

※新規開設予定事業所も含みます。

※今回の調査で希望がない場合、追加での希望は受付しませんのでご注意ください。

6 提出期限

令和8年5月29日（金） 17:00まで

※期限が大変短く恐縮ですが、ご協力をお願いいたします。

7 留意事項

(1) 各事業共通の事項

- ・令和8年3月31日以前に購入した備品については補助対象になりません。
- ・令和8年4月1日から令和9年2月28日までの設備等の導入に係る経費を対象としますが、令和9年2月28日までに支払を完了していただく必要があります。
- ・同一敷地内に複数の事業所がある場合には、1事業所として取り扱います。
- ・今後、国から交付要綱が示される予定です。交付要綱の内容によっては、補助額等に変更が生じる場合があります。

(2) 1の(3)の事業について

- ・建物に扉を取り付ける工事や更衣室の設置工事は補助対象になりません。
- ・補助を受けて購入した備品や設備の修理費は補助対象になりません。
- ・カメラ等のリース料は補助対象になりません。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課施設整備係		
係 長	奥 田	担 当	渡 邊
電 話	058-272-1111 内 3492		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		